令和8年度

稲敷市立あずま東小学校自動火災報知設備更新工事

特　記　仕　様　書

教育政策課

特　記　仕　様　書

1. 工 事 名 ： 令和８年度稲敷市立あずま東小学校自動火災報知設備更新工事

2. 工事場所 ： 稲敷市佐原下手１番地１

3. 工　　期 ： 契約締結日の翌日から９０日間

4. 工事概要 ： 自動火災報知設備受信機等の交換を行う。

5. 共通仕様 ： (1)図面及び本特記様書に記載されていない事項は、次による。
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
① 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
② 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」）
③ 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
④ 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」

(2)本仕様書において適用する関係法令等は、次の各号に掲げるものによる。
① 労働基準法（昭和２２年４月７日法律第４９号）
② 建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）
③ 消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）
④ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月２７日通商産業省令第５２号）
⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）
⑥ その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条令並びに各種規則類の最新版

(3)本仕様書に記載していない事項及びその他工事実施上、疑義を生じた場合は、監督員と協議し、指示を受けるものとする。

6. 特記仕様 ： (1)技術者等
建設工事請負契約書及び茨城県建設工事施工適正化指針に基づき、現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を配置すること。

(2)施工従事者
施工にあたっては、消防設備士資格を有する者を従事させること。

(3)安全管理
①工事の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万が一事故が発生した場合は、受注者の責任により処置を行うこと。
②工事中に、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、受注者の責任により原型に復すること。

(4)材料の品質等
①本工事に使用する材料は、全て新品とし、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

②備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
③公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
④品質管理に十分注意し、盗難、紛失、破損等においては受注者の責任により処置を行うこと。

(5)環境への配慮
①揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用するものとする。
②VOCを含む材料を使用して施工した場合は、十分に換気すること。
③汚水、汚泥、土砂の流出防止に努めるとともに、表土復元等の配慮を行うこと。

(6)発生材の処理等
①発生材の処理に係る経費は、受注者の負担とする。
②廃棄物処理について、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）」 に基づき、適切に行うこと。
③廃棄物処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書と産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。

(7)官公署その他への届出等
①工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行うこと。
② ①に規定する届出手続等を行うに当たり、その内容について、あらかじめ監督員に報告すること。
③関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
④本項に関して生じる経費等は、受注者の負担とする。

(8)提出書類
建設業法（昭和24年法律第100号）等で規定された関係書類の他、次の書類を提出する。
①工事関係書類
ア　工事実績情報(CORINS)の登録内容確認書の写し
イ　工事着手届
ウ　現場代理人等選任通知書
エ　施工計画書
オ　実施工程表　監督員の指示により省略できる
カ　使用資機材メーカー一覧表及び機器・材料納入仕様書承諾願□
キ　試験成績表□
ク　機器類保証書
ケ　各種届出書類控
コ　産業廃棄物処理関係書類
　処理フロー図(種類、数量)、委託契約書の写し、許可証の写し、運搬車両一覧表及び車検証(使用車両のみ)、写真(積込、場外搬出時、処分場搬入時、荷下状況)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し、PCB含有試験成績書等、古物商許可証の写し及び計量書(有価処分の場合)、再生資源利用（促進）計画書・実施書（副産物情報交換システム(COBRIS)により作成・提出
サ　工事完成通知書
シ　完成図書　項目（９）を参照
ス　その他、監督員が必要と認め、指示した書類及び部数□

②施工体制台帳等

ア　施工体制台帳の写し

イ　施工体系図の写し　提出したものを工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること

ウ　下請契約に係る書類の写し及び再下請負通知書等

③工事写真

工事写真は、施工前、中、後、工事完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、提出する。

ア　工事写真　適宜　電子納品□

イ　完成写真（支払用：外観及び内観）各２枚以上　Ａ４判

出来高検査、中間検査等に要する写真は、監督員の指示により提出する。

(9)完成図書

A4ファイルに次の書類を綴じ、目次を付けること。

①　官公署等届出書の写し

②　機器完成図(品目は監督員の指示による)、検査合格証、取扱説明書

③　機器の社内検査成績表

④　消防設備試験表

⑤　測定機器の校正証明書の写し

⑥　電気設備工事チェックリスト　　(一社)茨城県電設業協会

⑦　瑕疵2年保証書(保証期間は工事目的物の引渡しの日から２年間とする。)

※　保守点検に必要な工具、予備品および付属品